

平塚市総合公園有料売店施設等の管理運営規程

制定 平成22年 3月19日

改正 平成23年11月 9日

平成25年 6月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、平塚市から平塚市総合公園内での設置許可、管理許可又は行為の許可を受けた有料売店施設等の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(有料売店施設等)

第2条 有料売店施設等は、別表に定めるとおりとする。

(基本方針)

第3条 有料売店施設等は、平塚市総合公園（以下「公園」という。）の便益施設であることから、それにふさわしい品位と品格を備え、かつ、公園利用者から親しまれて利用されるよう管理運営するものとする。

(レストラン及び軽食堂)

第4条 有料売店施設等のうちレストランの管理運営について必要な事項は、別に定める。

(業務の執行)

第5条 有料売店施設等の管理運営は、第3条に規定する基本方針に基づき効果的に行うものとし、各業務の執行方法は、業務内容を十分検討し、合理性、経済性等総合的に判断し決めるものとする。

2 有料売店施設等の業務のうち専門分野の業務については、豊富な経験と実績を持ち、かつ、経営基盤の安定している専門業者に当たらせることができる。

3 有料売店施設等の業務のうち平塚競技場の臨時売店の業務については、理事長が適当と認める法人等に当たらせることができる。

(施設の利用等)

第6条 前条第2項及び第3項の規定に基づき専門業者又は法人等に有料売店施設等の業務の遂行を当たらせる場合には、当該有料売店施設等を利用させることができる。

2 前項の業務の遂行に必要な費用は、すべて当該業務に当たる専門業者又は法人等が負担するものとする。

3 第1項に規定する有料売店施設等の利用は有料とし、理事長が別に定める施設利用料を当該業務に当たる専門業者又は法人等から徴収する。

(利用条件)

第7条 理事長は、前条第1項の規定に基づき有料売店施設等を利用させる場合において、利用の承認に当たり、管理上必要な条件を付けることができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、有料売店施設等の管理について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

別表（第2条関係）

有料売店施設等

許可区分	設置場所	名称	運営方法
管理許可	平塚球場内	固定売店	直営
	平塚競技場内	〃	〃
	総合体育館内	〃	〃
	総合公園内	ポニー売店	〃
	〃	自動販売機	業務委託
〃	〃	レストハウス	〃
行為許可	平塚球場内	臨時売店	〃
	平塚競技場内	〃	〃
	総合体育館内	〃	〃
	総合公園内	〃	〃